



JR 東労組水戸

JR 東労組 水戸地方本部
発行責任者 村田 祐一
編 集 情宣部担当

2024.1.23

No.22

申3号「2024年3月ダイヤ改正について」に関する申し入れ提出！その①

JR東労組水戸地本は2023年12月に「2024年3月ダイヤ改正について」提案を受けました。

提案では、常磐線特急列車の運転区間見直しやワンマン運転拡大、常磐線及び水郡線の一部列車の運転区間や編成両数見直しを実施し、輸送力適正化を実施することが謳われています。

今回提案時に、毎年手交された運用行路表が示されませんでした。労働時間等が示されないことにより、行路等の問題点を把握することが出来ず、組合員との議論に弊害が起きています。また、この間の労使慣行を変更することであり、看過できるものではありません。そして、常磐線中編成ワンマン運転拡大により、車掌業務が減少することから、ジョブローテーションの確認事項を遵守することが重要と考えます。

従って、本施策を組合員が安全に、不安なく業務に従事することができ、お客さまに安全で快適な輸送サービスを提供し続けることができる施策とするため、下記の通り申し入れました。組合員・未加入者の意見をもとに、団体交渉に臨みます。

要求項目

【基本関係】

- ①この間の労使慣行である運用行路表の提示を行わない理由や経緯を明らかにすること。また、速やかに運用行路表の提示を行うこと。
- ②今ダイヤ改正において、水戸運輸区（運転士）の常磐線乗務区間を友部駅～高萩駅間から友部駅～勝田駅間、いわき統括センター（運転士）の常磐線乗務区間を内原駅～広野駅間から内原駅～原ノ町駅間、いわき統括センター（車掌）の常磐線特急乗務区間を勝田駅～いわき駅間から勝田駅～原ノ町駅間にそれぞれ変更する理由を明らかにすること。また、必要な教育・訓練は事前に行うこと。
- ③乗務行路内の「その他時間」で行う駅業務等に関して、必要な教育・訓練を行い、組合員・社員一人ひとりが働きがいを持てるようにすること。
- ④乗務行路内の「その他時間」で行う駅業務等が2時間を超える場合、休憩時間を確保すること。
- ⑤「柔軟な短時間行路の設定について」考え方を明らかにすること。また「その他時間」の業務内容を明らかにすること。
- ⑥「柔軟な短時間行路の設定について」育児介護勤務A取得者の意見を踏まえて短時間行路を指定すること。
- ⑦新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類感染症」となったことから、対策として行っていた乗務員によるリネン交換を終了すること。
- ⑧今施策に伴う異動が発生する場合、ジョブローテーションの趣旨に則り、本人希望を尊重すること。

安全で働きやすい職場環境を実現するため、団体交渉に臨みます！